

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和5年10月6日 開会時間・午前・午後 9時59分 閉会時間・午前・午後11時09分
出席者	河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 南谷 清司 栗津 明 原 一郎 安井 智子 川柳 雅裕 野口 佳宏 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 南谷 佳寛 花村 隆 山田 紘治 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー		
傍聴者		
説明のために出席した者	松井市長 石黒副市長 吉村市長室長 橋本総務部長 山並企画部長 林財務課長 中島財務課課長補佐 堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	協議事項 ○ 中期財政見通し及び令和6年度予算編成方針について ○ その他	

【開会＝午前9時59分】

藤川議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。会議に先立ち、報道機関などから傍聴の申し出がありましたら、これを許可してよろしいでしょうか。

(異議なし)

藤川議長

傍聴を許可いたします。まずは企画部より報告願います。

企画部長

企画部から中期財政見通しと予算編成方針の概要についてご説明いたします。資料を2つ用意しておりまして、来年度から5年間の中期財政見通しと財政の安定化対策の見通しについて、はじめにご説明いたします。

資料1ページでございますが、1番に本市の財政状況見通しでございますが、丸が4つございます。はじめの2つの丸が昨年度の歳入、歳出の決算の概要でございますが、はじめの丸、令和4年度の歳入総額は例年と比べて減少いたしました。市税収入は増収いたしまして、前年度比5.1%増の93.8億円を確保しております。

対して歳出でございますが、こちらにも新庁舎建設事業の終了等により、前年度と比べて減少しておりますが、経常的な扶助費、新庁舎事業にかかる公債費等の増加によりまして、経常的経費は増加しております。厳しい現状がございます。

3つ目の丸、こちらは見通しでございますが、社会保障費の増加、公共施設の老朽化等の多くの自治体が共通して抱える課題に加えまして、少子化対策、子ども政策、GX、DX、包摂社会といったキーワードの課題解決に向けた取り組みに伴う財政需要の拡大、物価高と賃金水準の上昇による影響が懸念されるとともに、新庁舎建設事業にかかる公債費負担がしばらく続きます。そして、次期ごみ処理施設建設、市民病院の維持、経営改善という地域独自の課題を抱えてございまして、厳しい状況でございます。

最後の丸にまとめてございまして、今後も経常的経費の増加や多額の財源不足が見込まれ、そういった中で主要課題への対応と同時並行で全ての事務事業について財源性等を検証しまして、公費負担を再度検討いたしまして、持続可能で安定した財政基盤の確立に向けまして、選択と集中、こちらの理念のもと、事業計画の見直しに継続的に取

り組んでいく必要があるものと考えてございます。

中より2番、来年度から5年間の歳入のポイントでございます。こちら、丸が5つございますが、歳入総額につきましては、財源の調整弁である財政調整基金の繰り入れ金を除きまして、225億から231億円、今年度の当初予算が232億円ですので、それを若干下回る水準で推移するものと見込んでございます。

市税につきましては、賃上げ等による所得の回復、こういったことも見込まれますので、市民税の増収等によりまして、94億円から95億円、先ほどの令和4年度の決算が93.8億円ですので、安定して推移するものと見込んでございます。

地方交付税につきましては近年の地方財政計画の傾向、こちらにつきましては、地方交付税総額を確保いたしまして、臨時財政対策債を発行抑制すると、そういった観点から、31億円から32億円で推移するものと見込んでございます。

地方債につきましては、お話ししましたとおり、臨時財政対策債の発行抑制によりまして減少いたしますが、当該債以外につきましては対象事業に応じまして、6億円から11億円見込んでいるところでございます。

最後の丸、繰入金でございますが、歳出から歳入を引いた財源不足額を補填する役割がございますが、過去の決算状況を踏まえて計上するとともに、各事業計画に基づきまして、その他の目的基金繰入金を充当してございます。

続きまして3番、来年度から5年間の歳出のポイントでございます。最初の丸、歳出総額につきましては233億円から244億円、本年度の当初予算が先ほどお話しした通り232億円ですから、こちらを上回る形で推移するものと見込んでございます。

扶助費につきましては、ご承知の通り高齢化によりまして、社会保障費の増加を見込んでございます。

公債費につきましては、先ほどお話ししました臨時財政対策債の発行抑制、減少いたしますので、借りるお金が減りましたら返済も減りますので、その影響もございまして減少する傾向でございます。

最後の丸、物件費でございますが、こちらは令和9年度の次期ごみ処理施設の供用開始に伴いまして、県外へのごみ搬出費用の減少、可燃ごみ処理費用の補助費等への移行等によりまして減少を見込んでございます。

2ページをお願いいたします。今ご説明した内容の推移表でございまして、補足いたしますと、まず歳入でござい

ます。市税と地方交付税につきましては安定した推移を見込んでございます。また、地方債につきましては事業年度によりましてばらつきが出るというところでございます。

歳出でございます。こちらは項目多くございますが、まず義務的経費の黒線枠内の人件費と扶助費でございますが、こちらは増加傾向で見込んでいるところでございます。公債費につきましては、逆に先ほどご説明しました通り、減少傾向ということで見込んでございます。また、その下、物件費と扶助費等でございますが、こちらも先ほどの次期ごみ処理施設の供用開始の影響によりまして、物件費につきましては令和5年度を基準としますと、令和10年度につきましては減少、逆に扶助費につきましては増加ということで見込んでいるところでございます。繰出金につきましては、後期高齢者医療や介護保険、こういったものへの繰出金の増加が見込まれますので、高齢化に伴いまして、やはり繰出金が増えるということになりますので、増加傾向と見込んでいるところでございます。最後の普通建設事業費につきましては、先ほど歳入でお話ししました地方債と同様に事業年度によってばらつきがあるというところでございます。こういったところで財源不足額、歳入から歳出を引いた金額でございますが、令和6年度から令和10年度までのそれぞれの年度で8億円から13億円程度の赤字、財源不足が見込まれるところでございます。

3ページをお願いいたします。この財源不足額につきましては、過去の決算状況を踏まえたうえで、一定の補填をしたうえで財政調整基金で補填していくという形になっておりますが、令和6年度から令和10年度にかけては、やはり減少傾向が見込まれるということでございます。

中期財政見通しの結果でございます。5年先、令和10年度の財政調整基金残高は財政の安定化対策で定めている標準財政規模の10%、13.9億円以上を確保できる見込み、令和10年度におきましても14.5億円確保できる見通しでございますので、10%を上回るところでございます。

2つ目の丸、次期ごみ処理施設建設費の負担や令和8年度までの県外へのごみ搬出費用の影響で令和9年度までは財政調整基金残高が減少する見込みでございますが、令和10年度につきましては、若干ではございますが回復する見込みでございます。ただ、若干ということでございま

すので、持続可能で安定した財政基盤の構築に向けまして、引き続き財政の安定化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、4ページをお願いいたします。今お話ししました財政の安定化対策の話でございまして、対策をまとめてございます。4ページの対策①につきましましては、主に歳出の観点から選択と集中の理念に基づく財源配分とまとめてございまして、3つ項目がございます。1つ目の項目が将来の市の礎になりうる事業を優先推進事業として選定ということで、1年前の対策から、はじめの丸と最後の丸、はじめの丸が羽島市制施行70周年記念事業、そして最後の丸がDX、こども・子育て、防災・減災、こういったキーワードのさらなる推進を1年前の対策からの追加項目、新規項目といったところでございます。

続きまして、公共施設等の適正管理、マネジメントになりますが、こちらにつきましましては、公共施設等総合管理計画等に基づきまして、引き続き施設の継続に努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。財政調整基金の確保の関係でございまして、こちらにも丸が3つございますが、PDCAサイクルを徹底いたしまして、事業を定期的に検証して見直し、加えまして業務改善を行いまして、予算に適切に反映してまいりたいと考えております。

対策の2つ目、こちらは歳入面からの観点でございますが、歳入確保ということで、こちらにも3つまとめてございます。1つ目は施設使用料の適正化に向けまして検証を進めてまいります。2つ目は債権管理の強化としまして、市税等の徴収率の向上に努めてまいります。また、もちろん税外収入の確保にも努めてまいります。

続きまして、6ページをお願いいたします。現在取り組み中の対策でございまして、こちらにも歳出と歳入両面から記載しておりますが、(1)の歳出面におきましては、今年度からやっているものとしまして、最後の丸で公共施設における太陽光発電設備の導入ということで、今年度市営斎場、図書館、北部学校給食センターへの導入を進めてまいりたいと考えてございます。また、照明施設のLED化を同じく市営斎場や防災ステーションなどの照明設備LED化によりまして削減を図ってまいりたいと考えております。

続きまして(2)の歳入面でございまして、こちらにも今年度からのものとしまして、最後の丸、水利地益税の税率見直しといたしまして、今年の6月議会で条例改正をお認

めいただきましたので、来年1月施行というかたちで進めてまいります。

以上が中期財政見通しの話でございまして、続きまして予算編成方針の概要をお話いたしますので、資料2をお願いいたします。来年度の予算編成方針の概要でございますが、経済の状況と国の動向、先ほどもお話ししました本市の財政の現状と見通しを踏まえまして、最後に予算編成方針としてまとめてございます。

1 ページ目でございますが、経済の状況と国の動向としまして、はじめの丸、「先月の内閣発表の地域経済報告でございます。景気は緩やかに回復と雇用所得の改善のもとで緩やかな回復が続くことが期待」とされてございます。ただし書きとしまして、「海外景気の下振れが我が国の景気を押し倒すリスクがある。また、物価上昇などの影響に十分注意する必要」と明示されてございます。

2 つ目の丸が経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針、これの今年6月版で掲載したものでございます。キーワードは「賃金と物価の好循環に持続性を確保しつつ、成長と分配の好循環を目指す」と、こうした上で財政健全化に向けて取り組んでいくとされてございまして、こちらにおきましてもただし書きで「物価高の影響をはじめ、内外の経済情勢等を常に注視」ということが明示されておりまして、ご承知のとおり、現在国のほうで経済対策が検討されているところでございます。

3 つ目の丸、こちら国の令和6年度予算でございますが、丸が4つございまして、1 つ目の①持続可能な成長実現に向けた経済構造の強化、②としまして、経済財政一体改革の着実な推進、③としまして、こちらキーワードでございますが、構造的賃上げ、投資の拡大、少子化対策、子ども政策、防衛力といった重要政策課題に必要な予算を構成と明示されてございます。最後の④でございますが、基金の活用、事業効果の見える化、中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営や社会保障制度の構築を進めると結んでおりまして、こうした方針が示されているところでございます。こうした中で地方財政につきましては地方財政の歳出構造をコロナ禍から平時に戻すとしたうえで歳出水準につきましては一般財源の総額につきまして、実質的に同水準を確保ということが明示されてございます。

1 ページの2番目、本市の財政状況につきましては、先ほどの見通しと被りますので、最後の丸だけ補足させていただきます。いわゆる地方公共団体の財政の健全化に関する将来負担比率につきましては、先の議会で報告させてい

ただいたとおり 8.7%と、前年度比で 17.5ポイントの減少、改善と着実に財政の健全化が図られている一方で、同じく実質公債費比率につきましては 5.9%、前年度比で 1.0ポイント増加していると、それとともに経常収支比率につきましては 95.7%、こちらは前年度比で 8.2ポイント増加しておりまして、高い水準でございまして、依然として厳しい財政状況でございます。

2ページをお願いいたします。3番の本市の財政見通しに関しましては、こちらは先ほどの説明と重複いたしますので省略させていただきます。

こうした点を踏まえまして、4番の予算編成方針、財政の安定化対策を着実に実施するために個別に示した方針に加えまして、基本的な考えを留意事項としてまとめてございます。

2ページの(1)基本的な考え方でございますが、4つの項目がございまして、昨年度に引き続きましてシーリングを設定します、そして経常的経費を抑制します。また、安定化対策で説明いたしました選択と集中の理念に基づく財源配布を行う。④としまして、第六次総合計画は来年度が最終年度となりますが、この計画に沿った施策の継続ということで記載してございます。

3ページをお願いいたします。もう1つの留意事項でございまして、こちらは14項目ございまして、実務的なところもございまして簡単に説明いたしますと、内容的には全事業の見直しや業務の効率化、新規、拡充事業に対するスクラップ&ビルドの徹底、また先ほどもお話ししました公共施設のマネジメント、人件費の抑制、社会保障関係費の適正要求、こういった点を14項目記載いたしまして、予算を編成してまいりたいと考えてございます。

藤川議長

ただいまの報告について、何かご質問等ございますか。

栗津議員

私からは中期財政見通しの2ページ、令和6年度の物件費、52億4000万、次の年に極端に減っているこの原因、それから令和8年度、令和9年度、これも7億強減っている、この原因、根拠を教えてください。それと補助費なんです、補助費も令和6年度から8年度、9年度にわたって増えてきておる、補助費についての根拠も教えてください。

企画部長

はじめの物件費、令和6年度の52.4億円が昨年度に比べて増えている根拠でございまして、こちらは旧庁舎の

解体費を計上した関係で令和6年度は増額となっているところがございます。物件費と補助費の関係につきまして、物件費につきましては令和9年度、10年度で減少している、こちらは1ページの1番下の物件費の欄に令和9年度の次期ごみ処理施設の供用開始という記載がございますので、県外へのごみ搬出費用の減少といったところがございますので、減少しているところがございます。逆に補助費等につきましては、可燃ごみ処分経費等の補助費への移行、物件費から扶助費等に移行しているというかたちになりますので、逆に補助費等は増えている関係でございます。

藤川議長

他にご質問等ございますか。

(発言なし)

藤川議長

ないようですので、執行部は退席いただいて結構です。

(執行部退席)

藤川議長

その他事項について、議会運営委員会から報告を願います。

後藤國弘議員

議会運営委員会は9月28日の委員会におきまして、市議会タブレット端末の運用について協議を行いましたのでご報告したいと思います。9月定例会において端末を用いたペーパーレス化が初めての運用ということで、紙との併用で行いましたが、次回12月定例会からは完全ペーパーレス化で運用したいと考えています。まず、現時点において完全ペーパーレス化への課題や各位が考える方策など、例えば議場での説明や質問、答弁の速度に配慮する。議事の開始にあたり、データを開くリードタイムを作るなど、運営との関係に論点を絞り、全議員の意見を伺い、取りまとめることといたしました。お手元にシートをお配りしております。お手元のシートにご記入いただいて、10月20日までに提出をお願いしたいと思います。その後、議会運営委員会に取りまとめを行い、完全ペーパーレス化につなげていきたいと考えています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

藤川議長

ただいまの報告について、何かご意見、ご質問等ございますか。



	(発言なし)
藤川議長	その他ございませんか。
佐藤議員	通告書の関係で伺いたいことがありまして、様式に関してなんですけど、通告書に黒のインクまたはボールペンでお書きくださいと記載されているところですけども、お書きくださいと書かれていることから手書きしていただきと読むことができると思っております。一方で皆さんプリントされている方ばかりですので、印刷またはペンでというかたちでもよろしいと思っておりますけど、意見させていただきます。
藤川議長	ただいま佐藤議員から黒のインクまたはボールペンという通告書の様式にある記載についてご意見がありましたけれども、ペパーレス化にも関係するのではないかと思っております。これについて皆さんご意見等ございますか。
野口議員	撤廃すればいいんじゃないですか。
藤川議長	様式の修正ということですね。ご提案ございましたけれども、そのようなかたちでよろしいでしょうか。
近藤議員	通告書について突然議題が出たんですけど、質疑について、今回9月議会の時に通告書を出した後から最後の文言を多少修正かけさせていただきましたよということで事務局から電話いただいて、時間がなかったのでこの時点で誰がかけられたかわからないけど、我々が出したものに対して最後の言葉、ちょっとしたこと、ちょっとした修正を事務局で変えられたということはあれだけど、議長が修正かけられたんですか、この関係は。
藤川議長	ただいま近藤議員からお話がありましたけれど、この関係について、6月23日の全員協議会で皆さんにお話をしておったと思っておりますけれど、6月議会の通告書で私が議事進行させていただいたんですけど、その過程で通告のない質問だとか、執行部からそういう答弁がございまして、近藤議員も議長を務められていてご経験あると思っておりますけれど、事前に通告書をチェックする過程がありまして、その過程でこれが質問なのかどうなのか、何について尋ねた

いのかはっきりしない記載がございまして、それで6月23日の全員協議会で具体的に質問項目を書いてくださいというようなお話をさせていただいたと記憶しております。その関係で質問項目を書いていただけたらということで、質問の形になっていない、例えば単語だけとか、質問の文になっていないものについては質問の形となるようお願いしますということで修正を、これは6月23日に申し上げておりますので、修正を依頼したところであります。

近藤議員

その修正のかけ方と質問の項目のところに我々は一般質問でこういうことをお聞きしますよということを聞いて、再質問のところを書くわけで。

藤川議長

通告できるところは通告していただいて。

近藤議員

通告した場合に、昔は通告してもほとんど打ち合わせが無かった。以前の話ですよこれは。担当部長と打ち合わせ、例えばごみ問題でもほとんど打ち合わせなしでぶっつけでやりますよという時代から、最近は一宇一句打ち合わせしないとだめだとか、それから例えば我々が9月議会でも担当部長に答弁してくださいと書いておっても、突然市長が手を挙げられてやられたケースとか、いろいろなケースがあるんですよ、今見ていると、その辺のケースを全員で一度通告書のあり方、内容について、それから部長とのやり取りの関係でどの部分までどうだという、これ全議員が絡むことなので、問題点というか課題に思っていることを議長が中心になって開いてもらっても、これ議運や議会改革に任せるんじゃないくて、一度ゆっくり議論の場所を早急に設けて、12月議会の前に設けていただきたいと思います。我々が見ていると、質問に書いていないとか、書いてないけど答えない人もいるし、部長によっては書いてないけど答えますと、いろいろなケースがあるので、一概に書いてないからどうのこうの、ある担当部長は答えちゃった場合もあるので、その辺もいろいろあるので、一度問題点ということはないけど、質問のやり方について一度協議の場をぜひ設けてください。お願いします。

藤川議長

ただいま近藤議員から通告について協議の場をと、これに関しては全員で話し合って12月議会までにということでしたけれど、12月までに結論が出るかということもございまして、もし協議をする場があるとすれば議会改革

の場ではないかなと考えております。全員でというお話でしたけれど、もし協議をするということでしたら議会改革の一環として通告のあり方ということで、そういった場であろうかと思えますけれど。これについて皆さんの意見をお聞きしたいと思えますけれど。

堀議員

私もいろいろ通告を受けておりませんというようなことがあるわけです。それで、本当に今回通告を受けておりませんと、最初の段階で言われている。だけど、質問をした、そして、本来は市長がというところで、市の答弁のところに市長と書いているわけです。それが通って印刷されているわけです。市長が答弁されずに部長が答弁したという、それで、やはりそれは市長なりが答弁していただくということが妥当というところで、もう少し市長寄りに突っ込んだ質問をしたわけです。そうしたら市長は通告書にありませんということで答弁が返ってきているわけで答弁されないというような状況です。言いたいのは何かというと、近藤議員も言われましたように、まず全体の場でやって、それぞれの思いを聞いていただきたいと思います。あとは集約を議会改革なら議会改革でまとめていただけたらいいと思えます。だからまずは全員協議会でもってやっていただきたいと思います。

藤川議長

堀議員今、自分の事例を挙げられて、答弁で通告書にありませんというふうに言われたとおっしゃられましたけど、そのような質問をされたということで、限りある一般質問の時間の中でそのようなやり取りがされるような、通告にないので答弁できませんとされるような通告書の出し方をされた堀議員個人の問題でありまして、最初から通告書に書いていけば通告書にありませんと言われずに済みますので、ですから私もご記入くださいというような申し入れを6月23日にしたと認識しております。限られた時間ですから、時間をどのように使っていただくかそれは議員個人の考えがあるでしょうけど、有効に使っていただくには通告書に書いてないのでお答えできませんといったようなやり取りはなるべく少なくしたほうがいいのではないかなと考えます。

堀議員

そこまで議長さんのほうから言われるのであれば、道路の関係の話ですが、ひっくるめて通告書には県土整備部に行っていただけでしたかということが書いてあるわけです。そのことについて答弁がなかった、当然市長さんに答

	<p>弁していただきましたかった、だけど答弁がなかった。</p>
藤川議長	<p>答弁はありましたよ、答弁はありましたけど、答えられる内容ではないという答弁でしたよ。</p>
堀議員	<p>その前に通告書にございませんと言われて。</p>
藤川議長	<p>それは通告書に書いてなかったからじゃないですか。だから書いてくださいということをお6月23日に言いましたし、書いたからといって答えられる質問と答えられない質問当然あるでしょうから。堀議員の質問に答えられませんという答えが返ってきたという。</p>
堀議員	<p>そのあとの話で、通告書にございませんと最初に言われて、要はその前の6月議会のときに3月の末に行きましたと言われたので、それについて書いてあるわけです。そして、あとは7月と9月に面談ということが書いてありますので、それも含めて県土整備部というところで通告書には書いてあるわけです。県土整備部へ行かれましたかと、面談されましたかと、それについて市長さんはそういうところで通告書にございませんと最初に言われて、それについては話はできませんと、そういう通告書にございませんというところで、個人的なことになりましたが、そこら辺りが一番の問題点だと思います。</p>
野口議員	<p>個別の質問内容はともかく、議長言われたように、一般質問のことなら議運になるし、改革していくんだとなれば議会改革になるでしょうし、ともかく、委員会に投げて、その協議結果を全協で報告いただいて、また全協で議論すればいいのかなと思います。せっき委員会有るので、委員会でまずは議論いただければと思いますし、近藤議員言われるように、会派が入っていないというところもあるんですけど、それは全協の場でも結果を報告いただいて、また議論いただければいいんじゃないかと思うんですけど、どの委員会になるかはお任せしますが、まずは委員会に振るのがいいんじゃないかなと思います。</p>
山田議員	<p>今の問題ですけど、どういう方法があるか、いろいろ方法はあると思いますが、会派の問題ということであればまず問題は起きるし、会派の代表がまず寄って話をさせていただくのがまず第一と私は思います。一般質問の関係ですが、一般質問については一問一答方式を使っていますが、</p>

一問一答とはというところをまず協議していただかないとなかなか問題は解決しない。と言いますのは、通告すると、1つの問題、例えば私が旧庁舎の問題ということで羅列して通告します。それに対して答弁、私が要望していることと違うことがいくらかでもあります。回答もらってないわけですから。すると、それについて、私はそういうことではないと言うと、また問題が起きてくるわけです。ですから、一問一答方式をきちっと精査するべきではないかと、そういうことを思いますし、今言いましたように。

藤川議長

一問一答方式そのものを変えたいという意見なのか。

山田議員

通告はしますが、通告して執行部から答えが来ます、それに対して違ふとかいいとか、いろいろ質問者してみると違ふ部分が出てくると思うんですよ。それについて再度こうじゃないですかとやり取りが続きますよね、続けだすと、関連してくるんですよ、違ふ方向というか、それがあつるんですよ、けど、一問一答方式を使うのであれば、それは50分の時間があるわけですから、50分の時間はそういう問題点については議論をしてもいいのではないかなと、これは私の判断です。それが一問一答方式ではないかなと。決められたことしか言えないということは執行部が言ったらもう言えないということなんです、じゃあ次いきますよと、聞くだけですよね、そういうふうには私は理解するんですが。

藤川議長

山田議員に申し上げますが、先ほどの確認事項についてお答えいただけないので、一問一答に関しては是とする立場の中で、一問一答でやり取りしていると、こちらが質問して返ってきた答弁に対して、再度自分なりの考えを申し述べるというやりとりが、現に山田議員はされておりまして、議長としても止めませんが、そのようなやり取りができなくなってしまうのではないかという懸念ということでしょうか。現に山田議員、9月議会でもそのようなやり取りはされておりまして、帰ってきた答弁に対して再度山田議員が意見なり質問をするといったことについては私は注意をしておりますし、本来通告できたはずの内容について通告されずに質問していたことについては通告書に従って質問してくださいと議事進行しています。

山田議員

私は一問一答方式でやっていますので、次から次へと疑問に思うところは追求します。だから、それについて議長

は止めないと言うけど、時として執行部は私の問題点の中にも通告がないと言って答えているのも結構ありますよ。私は通告がない、通告がない言う必要ないんじゃないかなと、そんなことを思う。だから、一問一答方式というのは何なのかということをもとに原点で考えてほしいと、皆さん共通で私の時はいい、他の人の時は通告にないと言って止められると、そんなことではなくして、議会として同じ方向を向く必要があるんじゃないかなと思います。

原議員

通告書以前に皆さんで話をした記憶がありまして、通告書なんですけど、議員になった時にも具体的にということ、何のためにということがしっかり書かれて、最終的にはどこに着地点をとるところだと思っただけです。何のためにということ、それがすごく大事だと思っただけなので、そうすると、通告というのは必ず執行部にも伝わるので、そこを書くことが必要かなと思っただけなので、やはり通告書は具体的に、何のためにをしっかりと記入すれば、混乱は起きないのではないかなと思います。

山田議員

今の原議員に反論するような形になりますけど、一問一答方式だと通告はやりますよね、例えば花火の例をとると、花火はやりませんという回答だったと、その回答について、なぜできないんですかと、こういうふうにやったらどうですかと質問しますよね、それに対して時によっては通告がないと、内容によっては、通告にないから回答できんとか、そんな話になっちゃうんですよ。ですから、やはり一問一答方式を使っている以上はやはりお互いに議論しあえばいい、一般質問で、50分で終わっちゃうんですよ、ですから、それは議員の一つの私権というのか、権利じゃないかなと思うので、私がとは言いませんが、議長をやっておるときは皆さんに自由にやっていただく、いずれも50分で終わっちゃうんですから、というような方針を取ってきたんですけど、最近特に通告にないというような問題が起きることが非常に多いですから、そういうところを皆さんと共有するためにも、一度きちっとなぜそういう問題が起きるのかということをお話ししていただきたいと思っただけです。

原議員

今の花火の話ですけど、例として花火をするべきではないかという、そこはぶれないですよ、それで市からできない状況の話があって、それなら別に噛み合うと思っただけですけど、向こうがこういうふうでできないということで、

こちらがいろいろ提案すると思うんですけど、基本的には変わらないと思うので、そこはいいと思います。花火はするべきではないかという通告で議論は進めれると思います。例え反対だったとしても、何のためにというのがずれていなければ。

藤川議長

整理させていただきますが、通告書の書き方の話から、そもそも通告書の意義とか、一問一答のあり方とか、話があれこれしていますけど、一問一答のあり方については現に一問一答でやっていますので、それで山田議員も質問して返ってきた答弁に対してまた再度質問なり意見なり述べておられますし、現にできていますので、一問一答のあり方については現にできているということでご認識いただきたいと思いますし、最初の話に戻りますが、野口議員から意見ございましたが、議会改革なのか議運なのかしかるべきところで協議したらどうかというご意見もありました。どこの場が協議にふさわしいか私の方で事務局と相談しながら、そのような委員会で協議の機会を持ちたいと思いますが、12月議会に間に合うかどうかに関しては、それまでに結論が出ない可能性があります。結論が出るまでの間についてですが、6月23日に申しあげました通り、通告書には具体的に質問項目をご記入いただくようお願い申し上げたいと思います。

豊島議員

議長の言われた通りで進めていただきたいと思いますが、この機会ですので、長年、今の一問一答から通告の仕方とか、議会の改革をどんどん進めてこられています。よそがいいと言うわけではありませんけど、例えば通告と答弁のことですが、ある議会は全て文書で、傍聴もしてきましたけど、何日か前にペーパーで執行部に全部出す。それで答弁書も全部もらっていると、例えばそういう議会もあるんですが、これは私、困るなと思うんです。自分間に合わないなと思って、例えばそういう一例、そういうところもあると、活字になっていますから、言った言わんも何もありません。ものが行っていますから、全部執行部に。もう1つは時間的なことですが、今ちょうど50分ですが、羽島市議会は答弁含めた50分ですが、質問だけで例えば30分、答弁は入れないと、これは例えばの話ですが、そういう市議会も見てきましたし、今議長言われたように、これが議会改革なのか議運なのか、いろいろな改革をしていただきたいということです。

藤川議長	<p>今、豊島議員からお話がありましたけれど、一般質問の質問時間、通告のあり方についてお話がありました。通告のあり方については他市の事例ということでありすけれど、質問時間の検討をということでお話がありました。答弁時間を含めるか含めないかといったところで、これについては議会改革の範疇になります。議会改革も協議事項がありますので、できましたら次年度以降の検討項目として豊島議員から提案していただくというかたちで、今年度の協議内容がございますので、委員長の方でできるのであればいいですけど、難しければ次年度以降ということではどうかご容赦願えたらと思います。</p>
安井議員	<p>一般質問通告書の出し方ということで、様々な書き方があるというのを見させていただきましたけれど、前回、そういったことの誤解のないように事務局からプリントをいただきました。項目を具体的にこういうふうに書いてください、自分が話したいところはこうなんだよということを文章に書いてください、ただ自分の意見を書くんじゃなくて、質問をどういうふうにするかというのを書いてくださいというのをいただいたときに、こういうふうを書くんだと納得したんですけど、皆さんももう一度それを見直されたらどうかなと思います。</p>
堀議員	<p>通告書の書き方で私も今の状況では書けない面があるかなと思います。質問項目を今まで以上に詳しく書きました、そして直されました、それについて質問しました。けれど、ヒアリングというのか、そのあとにある程度答えをいただいて、数字的なものも含めていただいていたわけです。その次にもう1回こういうことについて詳しく知りたいですという・・・。</p>
藤川議長	<p>ヒアリングという表現と、そのやり方ではまずいんじゃないかということで、やり方が変わっておりますので、昔の話をされて、昔はこうだったということをお聞かせでも、そうだったかもしれませんけど。</p>
堀議員	<p>今回は質問を投げました、私の予想の質問、私がある程度回答を得たいという予想の半分くらい、それ以下の答えしか返ってこなかった、もう少し具体性を持たせて再質問したと、そのことについて・・・。</p>
藤川議長	<p>それは答え返ってきたんですか、再質問したら。</p>



堀議員	それについては通告書にありませんと。
藤川議長	ということは返ってこなかったということですね。通告したら半分くらいは返ってたので再質問した、そうしたら返ってこなかったと堀議員おっしゃってみえますけど。
堀議員	通告してないというか、質問の項目の中に当然含まれて、そういう答えが返ってくると、そういう思いでしたということです。そういう問題について、ある程度回答も、こちらが質問項目を話しているんだから、ヒアリングの時に回答をいただいて。
藤川議長	ヒアリングは何のために行っているんですか。
堀議員	私はそれでは十分じゃないので。
藤川議長	それは十分なヒアリングができていなかったという堀議員の問題なのではないですか。十分なヒアリング、十分な準備ができていないまま議会質問に臨んでしまったということを告白されているんですか。
堀議員	だから、回答は持ち帰って、例えば課長と補佐が来るなら来る、ヒアリングにみえる、それを持ち帰って部長なりも中に入っていていただいて回答ができると思うんです。その中でヒアリングの時にそれだけの回答が私の場合はいただいているんです。皆さんの場合はいただいているかわかりませんが。
藤川議長	皆さん紙ではもらっていませんよ。要望されても、それについてはやり方が変わったので、それについて紙でもらえることは今後ないと、堀議員に申し上げますが、ヒアリングをされているのでしたら、その際に自分のお尋ねになりたいこと、それから市としての考え、そのあたりの事前の準備をしっかりとされたらいいのではないかと考えます。
佐藤議員	堀議員の関係の話なんですけど、9月議会において一問一答方式で堀議員が一般質問されていた時に市長さんが議長さんの許可を取らないまま反問権を行使なさって、その時にタイムが進んでいたときがあって、そのことについて伺いたいんですけど。

藤川議長	<p>反問権には手続きがございまして、止めると議長が宣言する流れがあるので、止めるまでは時計流れています。これは議事進行上の反問権行使の流れになりますので、その流れに沿って進行させていただいたんですが、反問を行使しますというところで止まるわけではなくて、そのあとで話を聞いて、議長が反問権を認めて、そこで時計を止めますという宣言をしますので、そこで止まるという進行上の話ですので、そのようにご理解いただけたらと思います。</p>
佐藤議員	<p>もう一つ伺いたかったのですが、通告書の記載例に私は何々と考えるがというように書いてある記載例なのですが、一方で考えは書かないという話もあるので、どういうふうに考えたらいいのか。</p>
藤川議長	<p>質問項目を書いてくださいというようなことを6月23日にお話ししておりますけど、質問となっている文章、これは6月の通告書にもあったんですけど、単語だけのものですか、何々についてというものですか、これは質問項目とは読み取れないものがございまして、通告書の記載例を見ますと、全ての文が質問の文になっているはずなんです。質問の文となるようにご記入いただけたらと、このことについては全議員に9月議会の通告書で何々についてと書いてある内容については、何々はとか、質問の文となるように、軽微な訂正ですけど、そのあたりをお願いして、修正をいただいたというところであります。ただ、こういう話をすると1文が3行、4行になって、最後は質問になっていけばいいのかという、そういう解釈をされるのですが、なるべく記入例に沿うようにご記入いただけたらと思います。たくさん書きすぎてかえってわかりにくくなっているとか、そういうことがありますと、チェックする側としても、読み手側からしても読み取りにくいということになりますと困りますので、なるべくわかりやすくご記入いただけたらと思います。</p>
山田議員	<p>今の件、本当に慎重に協議してもらったほうがいいと思います。それから、豊島議員の問題、これは基本条例ができたときに議論されたんですよ、時間の問題、要するに執行部が答弁する時間は切りましょうと、その代わり50分を30分にとというような議論をしたんですが、基本的には元のおりということになったんですが、最近、こういう問題が出てくると、時代の流れで、執行部側の時間、議員側の時間というのも区別しないといかんのかなと、そのこ</p>

	とを最近常々思うんですけど、この問題についても議会改革特別委員会で結構ですけど、進めたいただくといいかなと思います。
藤川議長	その他ございますか。
	(発言なし)
藤川議長	ないようでしたら、私から報告がありますので報告させていただきます。先ほど開催されました正副委員長会議の結果について報告させていただきます。6月23日の全員協議会におきまして、広報広聴委員長より意見交換会について常任委員会、議会運営委員会それぞれが所管する事項について市民と意見交換をするテーマ、時期、方法について協議してもらうよう依頼をさせていただきました。本日の会議におきまして、各委員会の協議結果が報告されまして、総務委員会と民生文教委員会は年明けの2月の開催に向けて準備を進めていくと報告がございました。産業建設委員会につきましてはすでに決定の報告を受けましたので、山田委員長より報告をお願いしたいと思います。
山田議員	産業建設委員会は11月25日土曜日、70周年を契機とした観光施策をテーマに参加者を募集しつつ、竹鼻まつり、平方勢獅子、大浦の蛇などの関係者を交えて意見交換を行いたいと決定しましたのでご報告をさせていただきます。
藤川議長	総務委員会、民生文教委員会におきましては引き続き開催に向けて進めていただきますとともに、産業建設委員会は広報広聴委員会と連携して意見交換会を実施していただくようお願いいたします。ただいまの報告について、何かご意見ご質問等ございますか。
南谷清司議員	産業建設委員会の時に委員以外は出席義務はないのかどちらでしょうか。
藤川議長	ないです。
野口議員	各委員会に2人、広報広聴委員会から派遣させていただいて、お手伝いさせていただきます。
藤川議長	他にご意見ご質問等ございますか。

藤川議長	<p>(発言なし)</p> <p>最後に、早速、11日から民生文教委員会が視察に出かけられますが、改めて行政視察について確認させていただきます。行政視察は公費にて行う委員会の調査活動であることを認識するとともに、誰もが動画などを手軽に撮り、拡散される状況に置かれていることを十分に自覚され、議員として品位のある行動に心がけていただくようお願いいたします。</p> <p>最後に連絡事項でございますが、先般ご案内の通り、11月17日金曜日、午後1時30分から第1委員会室で議員研修会を開催しますのでよろしくお願いいたします。つきましては、出欠席の連絡を10月20日金曜日までに事務局へお願いいたします。</p> <p>以上で全員協議会を終了いたします。ご苦労様ございました。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午前11時09分】</p>
------	--